

避難情報が発令された場合の対応基準

災害による「避難準備・高齢者等避難開始」「避難勧告」「避難指示」の避難情報が発令された場合の対応基準

A 台風、河川氾濫等の危険により避難情報が発令された場合

	家庭	学校	
	登校前	午前	午後
避難情報が発令された地区がある学校	○自宅待機 ○発令地区は避難行動	○残留	○残留 <u>気象状況を考慮し、以下を原則に対応する。</u> ※下校時、避難情報発令地区の児童生徒は保護者引渡し ※それ以外の児童生徒は、安全に留意して下校
避難情報が発令されていない地区の学校	○登校	○通常通り	○通常通り ※下校時、安全に留意させる
解除された場合	午前 10 時までに解除 ○登校	○通常通り	○通常通り

磐田中部小学区で避難対象になる地区

- ★天竜川（水位観測所：鹿島、中ノ町）…御殿、二之宮三丁目、二之宮四丁目、二之宮宮本、大泉町、鳥之瀬町
- ★今ノ浦川（水位観測所：今之浦橋）…中央町、御殿、二之宮浅間通、二之宮三丁目、二之宮四丁目、二之宮宮本、鳥之瀬町、今之浦地区全域

B 土砂災害等の危険により避難情報が発令された場合

	家庭	学校	
	登校前	午前	午後
避難情報が発令された地区がある学校	○自宅待機 ○発令地区は避難行動	○残留	○残留 <u>気象状況を考慮し、以下を原則に対応する。</u> ※下校時、自宅が警戒区域にある児童生徒とそこを通る児童生徒は保護者引渡し ※それ以外の児童生徒は、安全に留意して下校
避難情報が発令されていない地区の学校	○登校	○通常通り	○通常通り ※下校時、安全に留意させる
解除された場合	午前 10 時までに解除 ○登校	○通常通り	○通常通り

磐田中部小学区で避難対象になる地区はありません。

※ 各学校では、土砂災害警戒区域に自宅がある児童生徒、そこを通過して通学する児童生徒を確認しておく。(別表参照)

※ 避難行動とは…家庭での避難準備、避難所（指定避難所）への避難

(別表) 土砂災害警戒区域が含まれる地区

中学校	小学校	避難対象地区 (自治会)
磐田第一	磐田西	西新町、京見塚
城山	磐田北	東坂町、二番町、美登里町、元宮町
向陽	大藤	大藤第6区
	向笠	笠梅、向笠竹之内、向笠西、篠原、岩井
	岩田	寺谷新田、寺谷塚上、寺谷塚下、匂坂上、匂坂中上、匂坂中下、匂坂新
神明	東部	新貝
	田原	三ヶ野、明ヶ島、東部台
豊田	豊田北部	上気賀、加茂東、
	豊田東	匂坂下、富丘広野、富丘下原、気賀東
豊田南	豊田南	一言北原
豊岡	豊岡南	上神増、社山、神増、平松、掛下
	豊岡北	神田、栗下、本村、田川、亀井戸、大楽地、合代島上、合代島下、敷南区、敷上区、大平南、大平北、虫生、万瀬

(参考) 磐田市土砂災害警戒区域・特別警戒区域マップ (磐田市ホームページ)

<https://www.city.iwata.shizuoka.jp/jigyosha/tochidourokasen/dosyasaigai.php>

【留意点】

- ・大雨による避難情報発令時の対応であるため、雨量や冠水等の状況に応じて、下校または学校残留の判断をする必要がある。児童生徒の安全を第一に考え、学校長の判断により措置を講ずる。
- ・保護者引渡しについては、兄弟姉妹関係を配慮し、学府 (中学校区) ごとに引き渡し体制の確認をする。また、保護者への事前周知を徹底し、学校の対応を明確にする。